

2019年6月19日

各位

一般社団法人 日本スペシャルティコーヒー協会
コンファレンス・展示会委員会 委員長 長谷川 勝彦

SCAJ2019『ロースターエリア』出展者募集のお知らせ

日本スペシャルティコーヒー協会が主催する「SCAJ ワールド スペシャルティコーヒーカンファレンス アンド エキシビション 2019」(SCAJ2019)の会期中、展示会場内に昨年も大変好評をいただいた『ロースターエリア』を企画・設置します。
従来の出展ブースに加え、来場者が展示会場で生豆の焙煎を直に見てご体感いただける焙煎実演の専用エリアを設け、出展者・来場者を誘致します。「SCAJ」に毎年出展しているが、実際に会場内で焙煎をして多くの来場者に体験してほしい」「会場の消防規定、コストや時間的な制約をクリアするのが難しい」などの理由で踏み切れない焙煎機メーカー／代理店の皆様に、カフェ、自家焙煎店などで独立・起業・ビジネス拡大を目指す見込みの高いお客様との絶好の商談機会を提供します。焙煎機器関連企業の皆様におかれましては、本企画エリアにぜひ出展をご検討ください。
何卒よろしくお願い申し上げます。

SCAJ2019『ロースターエリア』出展者募集概要

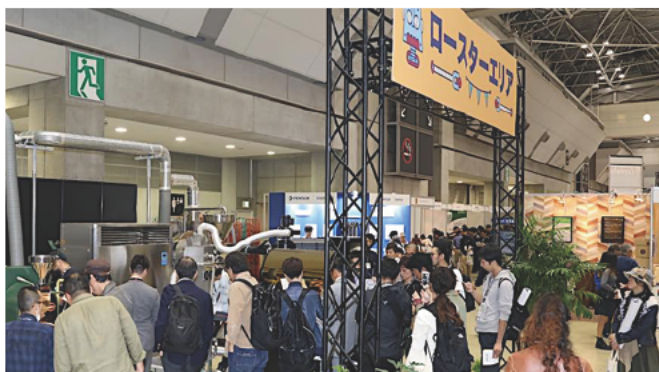
1. 期間 2019年9月11日(水)～13日(金) 10:00-17:00(最終日は10:00-16:00)
2. 会場 東京ビッグサイト 西展示棟3・4ホール
「SCAJ ワールド スペシャルティコーヒーカンファレンス アンド エキシビション 2019」(SCAJ2019)
展示会場内 特設『ロースターエリア』(西4ホール 特設ステージB付近を予定)
3. 対象者 焙煎機器製造メーカー・代理店、自家焙煎人(者)、その他コーヒー関係者
4. 申込方法 出展申込書に必要事項を記入のうえ展示会事務局までお申込みください。
但し、申込み状況によりご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
5. 申込期限 2019年7月12日(金)
6. 出展料ほか スタンダードブース出展料に基づく(出展面積により別途お見積りします)
ブース装飾、備品、その他工事にかかる費用は出展者負担となります。



【お問い合わせ先】
SCAJ展示会事務局 (株)イベントアンドコンベンションハウス
TEL : 03-3831-2698 E-mail : info@scajconference.jp

SCAJ2019『ロースターエリア』実施要領

エリア概要	■ 珈琲焙煎機（ロースターマシン）による実機実演コーナーで、従前は消防規制で禁止されていた焙煎実演を行う専用スペースです。 ■ 防災、消煙機能があり、消防の規制に反しない内容での出展および実演ができます。 事故やトラブルがないように独自のレギュレーションを設け、それに抵触しない出展製品・実演のみを許可します。
出展料	1区画 3m × 3mにつき 会員価格 360,000円 非会員価格 410,000円 * 変形スペースでのお申込みも承ります。別途事務局までお問い合わせください。 * 必ず焙煎機の大きさと離隔距離を想定したスペース分をお申込ください。
離隔距離	・発熱温度が摂氏300℃～800℃未満 上方：150cm 側方：100cm 前方：200cm 後方：100cm ・使用温度が摂氏800℃以上のもの 上方：250cm 側方：200cm 前方200cm 後方：200cm
参加申込の受付について	お申込み受領後、申込み内容を精査し展示会事務局から参加可否のご連絡を行います。ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。 順次請求書を発行しますので指定の期日までに参加料をお支払いください。ブース位置は他出展者との位置関係を考慮のうえ、主催者側で決定します。
注意事項	焙煎機を設置し実演する際は、必ず事前に製品の仕様書を提出し発熱部分が裸火に該当しないかの確認（検証）を行う必要があります。 裸火と判断された場合は禁止行為の解除承認申請を行った上で東京ビッグサイトが定める安全措置を必ず行うことが義務付けられています。 ※赤熱部の外部への露出の有無、また外側の温度次第で裸火に該当すると判断される場合があります。 大量の煙が排出される機種で実演を行うことは基本的には禁止ですが、やむなく実演を希望する場合は消煙できる装置、設備または排出された煙を外へ逃がすダクトを設置しなければなりません。ダクトの設置は各社ではなく、事務局で設置します。（設置費用は後日施工費と合わせご請求いたします） また、器具の温度によって離隔距離*が定められ、設置場所と離隔距離を厳守する必要があります。（離隔距離内に可燃物設置不可）



■ 昨年の実施風景

SCAJ2019『ロースターエリア』出展申込書

以下にご記入のうえ、7月12日(金)までに、
下記事務局宛にメール info@scajconference.jp またはFAX 03-5807-3019 にてお申込ください。

SCAJ展示会事務局 宛

下記の通り、SCAJ2019『ロースターエリア』への出展を申込みます。

申込日 2019年 月 日

出 展 申 込 情 報	
出展者名(日)	
出展者名(英)	
出展小間数・占有スペース	小間(3m×3m/1小間) または m × m (m ²) ※ 必ず焙煎機の大きさと離隔距離を想定したスペース分をお申込ください。
出展品目・製品(機種)名	
燃料・熱源	※ ガスの場合は1時間あたりの使用量がわかればご記入ください。
焙煎機の仕様(サイズ・型式)	※ 別紙にて必ず焙煎機の仕様書をご提出ください。
出 展 申 込 者 情 報	
申込会社/団体名	
SCAJ会員資格	☐ 会員 ☐ 非会員
申込者氏名	
所属・役職	
住 所	〒
TEL	
E-mail	

* 出展者名は公式ガイドブック等に記載されますので、正確にご記入ください。

* 『ロースターエリア』内でセミナーやワークショップの実施を希望する場合は、別途事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

SCAJ展示会事務局 (株)イベントアンドコンベンションハウス内

〒110-0016 東京都台東区台東4-27-5 秀和御徒町ビル8F

TEL : 03-3831-2698 FAX : 03-5807-3019 E-mail : info@scajconference.jp

ガスおよび電気使用に関する注意事項

■プロパンガスの使用

「ロースターエリア」でプロパンガスの使用について、下記の項目にご注意をお願いします。

出展小間へのプロパンガス供給期間について

・出展小間内へのプロパンガス供給期間は、**消防署査察後～17:30 / 9月10日(火)～12日(木) 9:00～16:30 / 9月13日(金) 8:30～16:00**とします。なお、上記日時以外にプロパンガス供給をご希望の場合には、事務局指定給排水・プロパンガス工事会社にご相談ください。

プロパンガス一次側工事料金について

・一次側工事料金(1社当たりの均等割料金)は、以下の通りです。なお、同料金には鉄管工事費、ガスメーター、保守費用および消費税が含まれます。上記配管工事料金は別途見積もりとなります。
・中圧の配管工事につきましては、主催者指定給排水・プロパンガス工事会社にご相談ください。

プロパンガス料金について

・プロパンガス料金は、500円/kg(消費税込み)です。なお、同料金のご請求につきましては、本展会期終了後、主催者指定給排水・プロパンガス工事会社により請求書を送付させていただきます。

プロパンガス供給に係る注意点について

・プロパンガス・蒸気配管工事申込書>を提出期限までに提出していただけない場合所轄消防署への申請が間に合わず、工事ができないことがあります。
・火災予防および危険防止のため、1次側ならびに2次側配管工事につきましては、主催者指定給排水・プロパンガス工事会社が行わせていただきます。

保護措置について

・ガス圧低下等により出展製品等の損傷や実演に支障を来した場合、主催者はその責任を負いません。出展者は、それらの事故防止のために十分な保護を施してください。

1). 装飾、展示について

1. 合板、ベニヤ、プリントベニヤなど、すべて浸漬加工により防災処理されたものを使用してください。吹付加工は浸透性がなく防災基準に適合していません。また、ベニヤをパネルに加工し壁面に経師を施した場合、所轄消防署の査察時にベニヤの防災マークが確認できるよう開口部、扉当を設けてください。

2. 布、紙、造花、幟・旗・幕類の可燃性のあるものは、すべて浸漬加工による防災処理、かつ指定のシールが縫い付けてあるものを使用してください。厚い布、ひだのある紙類の貼付、釘、鉚等は防災合板と一体とはみなされません。

■電気供給について

「ロースターエリア」での電気供給について、下記の項目にご注意をお願いします。

電気供給および小間内電気工事の手続きについて

・照明および出展製品の実演等で電源が必要な出展者は、以下の手続きを行ってください。なお、事務局が設備する基本電力供給容量内であっても、手続きは必要となります。
・必要な電気容量を記入し、申込書を提出期限までに事務局へ提出してください。なお、提出期限までに提出がない場合は、電力の供給ができませんので、予めご了承ください。
・小間内配線工事図を提出期限までに事務局へ提出してください。
・24時間通電が必要な場合は、必ずその旨を明記してください。

出展小間内への電気供給期間について

・出展小間内への電気供給期間は、**9月10日(火)～13日(金) 9:00～17:30**とします。なお、同電気供給期間以外で機械調整・試運転のために電気供給を要する出展者は、『通電依頼書』(任意作成)を事務局へ提出し、事務局指定電気幹線工事会社と打ち合ってください。ただし、周囲の状況によりご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。
・出展小間から退出する際は、必ず主幹開閉器のスイッチを切ってください。スイッチを入れたままでの退出は電力の浪費だけではなく、非常に危険です。とりわけ24時間通電回路がある場合はその取り扱いに注意してください。

小間内電気工事施工上のご注意点について

・出展者より出展小間内の電気工事をご依頼された工事会社は、指定書類の電気容量を確認のうえ、電気方式別の希望電源位置と単線結線図を正確に記入してください。
・電気工事を行うすべての作業者は、電気工事士法に基づく電気工事士免許を携帯していなければ施工できません。同免許を携帯せず、施工している場合あるいは無免許の場合は即刻作業を中止していただきます。
・出展小間内の分電盤はしっかり設置し、周辺には物を置かないでください。
・施工にあたっては、特に火災または危険の防止、人体・財物の損傷防止等、事故防止は万全な体制をお願いします。

保護措置について

・電源の異常または事故等による停電、電圧降下のために出展製品、実演物等に損傷が発生した場合には、主催者、事務局はその責任を負いません。出展者は、上記の異常、事故等による損傷を防止するための保護措置を施してください。

料金のお支払い方法について

・超過幹線工事費および電気使用料金につきましては、事務局指定電気幹線工事会社より事務局を通じて後日、請求書を送付します。

プロパンガス、上記配管工事のお申込み方法について

・プロパンガスあるいは蒸気配管工事が必要な場合は、プロパンガス・蒸気配管工事申込書を提出期限までにガス使用機器のカatalogとともに、事務局指定給排水・プロパンガス工事会社(株式会社ヤマザキ工業)へご提出ください。

プロパンガスの元栓につきましては、ガス管引き込み口に最も近い出展小間内(設備ピット上)に設置いたします。なお、ガスの元栓の設置位置に希望がある場合は<プロパンガス・蒸気配管工事申請書>の工事図面にご明記ください。有料の追加工事(二次側工事)となりますこと、予めご了承ください。電気ピットへの配管は、危険防止のため行いません。

『ロースターエリア』出展注意事項(1)

安全管理について

■製品展示・実演について

事務局は会場の管理、保全、秩序の維持ならびに来場者の安全に万全を期しますが、これらに支障をきたすと判断した実演については、出展者に対し必要な対策をお願いし、実演の制限または中止を求めることがあります。出展者の実演により万一事故が発生した場合、事務局はその責任を負いかねます。該当出展者は直ちに必要な措置をとるとともに事務局まで通報をお願いします。

■管理・保険

事務局は、期間中における会場の管理・保全については、警備員を配置する等、事故防止に最善の注意を払いますが、天災、火災、盗難、紛失、その他不可抗力により、人身および物品に対する傷害・損害が生じた場合、その責任を負いかねません。したがって、盗難防止等の措置を独自で施すことをお勧めいたします。会場において、出展者の過失・無過失によって生じた、人身および物品に対する傷害・損害については、ただちに賠償しなければなりません。なお、事故を未然に防ぐためにも出展者は搬入開始から会期を経て搬出完了までの全期間について、自社小間で行われる作業や運営の立ち合いをお願いします。出展者は出展物等に保険を付すなどの措置をとるようにし、独自の安全管理を行ってください。本件については、事務局で取り扱っております。

危険物の取り扱い

■消防法により展示会場内において次の行為は禁止といたします。

- 喫煙
- 裸火の使用(火花を発生させる装置、露出した電熱器などを含む)
- 石油液化ガス等の可燃性ガスの持ち込み
- 危険物(ガソリン、灯油、マシ油、重油等)の持ち込み
- 危険物品(火薬類、多量のマッチ・多量の使い捨てライター等)の持ち込み

■喫煙

展示会場は所定の喫煙所をのぞいて全面禁煙となります。

■裸火の使用

裸火を使用する場合は、**<禁止行為解除申請書>を必ず提出**し、さらに次の項目を厳守してください。

- 設備の規模は必要最小限とし同一機種は1個としてください。
- 裸火使用箇所の周囲は耐火材で保護してください。
- 周囲の状況、防火設備の管理は万全を期してください。
- 消火能力2単位以上の消火器(10型以上)1本以上を必要に応じて設置してください。
- 取り扱い責任者を定め火気管理と、容易に停止できる措置を講じてください。
- 裸火使用の位置は避難口、危険物その他可燃性の可燃物から水平距離5m以上離れた場所としてください。

■石油液化ガス、高圧ガスの使用

高圧ガス(酸素、水素、窒素、炭酸ガス、アルゴンガス等)を使用する場合は次の項目を厳守してください。

- 設置完了後、気密検査を行い必要に応じて火気厳禁の表示をしてください。
- 高圧ガスはできるだけ低圧に切り替えて使用し、ボンベの取り扱いには注意してください。可燃性ガスボンベ(カートリッジ式を除く)は会場内に持ち込むことはできません。
- ガス漏れを防止するため連結部は完全な器具を使用するとともに、ガス漏れ警報等により絶えずガス漏れに注意してください。

■危険物の持ち込みについて

危険物品を持ち込む場合は、下記の項目を厳守してください。

- 危険物品の持込量は1日の使用量を限度としてください。
- 開催時間中には補給しないでください。
- 危険物使用場所の防火設備、使用時の危険防止に努めてください。
- 危険物は避難口から6m以上、その他の危険物品は避難口から3m以上離れた場所としてください。
- 適応する消火能力2単位以上の消火器(10型以上)1本以上を必要に応じて設置してください。
- 火気使用場所から水平距離5m以上離れた場所としてください。
- 危険物品取扱の責任者を定め安全管理に努めてください。

■その他

実演によって発生することが予想される以下のものについては、あらかじめ予防処置を取り、他の出展者ならびに来場者に迷惑をおよぼさないよう注意してください。

- 熱気
- ガス
- 臭気
- 振動

禁止事項

■来場者の通路への滞留禁止

- 小間周囲の通路に来場者を多数滞留させることはできません。ステージ等を設置する場合は、小間内に来場者を収容し見学できるような小間設計を行ってください。
- 小間の規格外に出て、来場者の誘引、来場者に対するアンケート行為等、これに類する行為はできません。
- 小間周囲の通路および小間の裏側に展覧物、装飾物、カタログ、備品、植木、梱包材等は置くことができません。
- 照明を通路や会場壁面または天井等へ投影する行為は禁止します。

禁止行為解除の承認条件について

1) 裸火

- 裸火をご使用する台および周囲は、金属以外の不燃材で被覆されてください。
- 灯油等液体を燃料とする裸火による実演はできません。
- 火花を発生する実演につきましては、周囲の可燃物を除去いただくとともに、来場者に危害がおよばないよう防護策を施されてください。
- 消火器を設置し、かつ表示を行ってください。

2) 不燃性高圧ガス

- ボンベ付近における火気のご使用はお控えください。
- 常時点検を行い、ガスの漏洩を防止されてください。

『ロースターエリア』出展注意事項(2)

3) 危険物の持込

- ・洗浄油、潤滑油等の油性物件の本展会場内への持ち込み量は<危険物承認申請書>におけるご申請量を限度といたします。
- ・出展製品に内蔵されている潤滑油等も、危険物の対象となります。
- ・出展小間内で安全に保管いただくとともに、保管の責任者を常駐させてください。
- ・保管の際には浸漏、発揮等の引火・着火の危険がないよう厳重に管理を行ってください。
- ・空缶は必ずお持ち帰りいただき、出展小間内における放置はお控えください。
- ・危険物付近での火気のご使用につきましては、禁止といたします。
- ・危険物を含む商品等の展示は、サンプル品以外、空缶、空瓶をご使用ください。また、展示品以外で実演に使用されるインク、インク溶剤、スプレー缶等の商品は製品安全データシート(MSDS)を<危険物承認申請書>に添付のうえご提出ください。
- ・危険物の持ち込みに際しては、消火器を設置し、かつ表示を行ってください。
- ・上記の他、所轄消防署から予防措置に係る指示があった場合には、その指示を遵守させていただきます。

4) 火薬類(玩具用花火等5Kg未満のお持ち込み)

- ・陳列ケースに入れて、他の物品を混入されないでください。
- ・危険物付近での火気のご使用および喫煙は、禁止といたします。
- ・消火器を設置し、かつ表示を行ってください。

装飾施工/装飾物撤去作業における火災予防について

装飾施工/装飾物撤去作業者に以下①～⑤を周知徹底のうえ、災害予防を行ってください。

- 1) 装飾施工/装飾物撤去作業中の喫煙は禁止といたします。
- 2) 塗料等の危険物の本展会場内へのお持ち込みは必要量のみとさせていただきます。また、危険物の容器は必ず密栓させていただきます。
- 3) 各可燃材料は必要最小限とし、解体した廃材等は速やかに搬出させていただきます。
- 4) 通路、非常口、屋内消火栓および消火器の妨げとなる場所には、装飾用資材や廃材等の集積をお控えください。

ガス機器/フライヤーの実演について

ガス機器/フライヤーの実演は、転倒防止のため、アンカーボルトによる固定、または安定感のある機器同士を連結させる等、簡単に動かないようにご設置ください。

所轄消防署の査察について

所轄消防署の査察につきましては、主催者の立ち会いのもとで開会日の前日(平成30年9月25日)に行われる予定です。出展者は、<危険物承認申請書>で申請された危険物の場所や消火器の設置場所、装飾材料に貼付された防災シール・防災ラベルの位置を同査察までに確認ください。

所轄消防署査察の当日、責任者の方は本査察立ち会いのご協力をお願いします。

離隔距離について

発熱温度が摂氏300℃～800℃未満

上方：150cm 側方：100cm 前方：200cm 後方：100cm

使用温度が摂氏800℃以上のもの

上方：250cm 側方：200cm 前方200cm 後方：200cm

実演の際の注意事項

- 1) 煙の発生(低天井下及び付近での実演は避け、ダクトを設置して、ホール外に煙を排出願います)
- 2) 焙煎機の上部への天井構造は出来ません。

東京ビッグサイトの安全対策について

(防災ガイドラインの「第8章 火気を使用する設備等について」も確認してください。)

※ 裸火の該当有無、PSEマークのご確認について

安全対策

防災ガイドラインの「第8章 火気を使用する設備等について」より抜粋

火気使用設備器具の設置及び取扱いは東京都火災予防条例に基づくほか、以下のとおりとする。

- (1) 可燃物が落下又は接触するおそれのない位置に設置する。
- (2) 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、有効な換気が行える位置に設置する。
- (3) 可燃性ガスが発生又は滞留するおそれのない位置に設置する。
- (4) 金属以外の特定不燃材料で造った床又は台上に設置する。
(金属で造った場合でも底面に通気を図る等、直接熱が伝わらない措置を講じた場合は除く)
- (5) 地震動その他の振動又は衝撃により、容易に転倒、亀裂又は破損しない構造とする。
- (6) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- (7) 液体又は気体燃料を使用する設備の燃料配管の接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接とし、床面に固定する。
- (8) 液体又は気体燃料を使用する設備は、炎が立ち消えた場合に備え、点火安全装置又は立ち消え安全装置を設ける。
- (9) 液体又は気体燃料を使用する設備で、未燃ガスが滞留するおそれのあるものは、自動的に排出できる装置を設ける。
- (10) 液体又は気体燃料を使用する設備で、温度が過度に上昇するものは、過熱防止装置を設ける。
- (11) 液体又は気体燃料を使用する設備で、電気により燃焼制御又は燃料予熱を行うものは、停電安全装置を設ける。
- (12) 液体燃料を使用する設備は、対震安全装置を設ける。
- (13) 固体燃料を使用する設備は、ふたのある不燃性の取入れを不燃材料の床等に設ける。
- ~~(14) 揚子物調理をする厨房設備にあっては、調理油の温度が過度に上昇した場合に自動的に燃焼又は熱源を停止する装置を設ける。~~
- (15) 気体燃料を使用する設備は、ガス漏れ警報器を設ける。
- (16) 火気設備を設置した小間ごとに、消火器(能力単位2以上)を1本以上設ける。
- (17) 火気設備の操作をすることのできる係員を常時配置する。
- (18) 火気設備器具は特性・性能等が明確で、かつ安全性が確保されているものを使用する。
- (19) 火気設備の排気筒は屋外に出す。
- (20) 火花を飛散させる火気設備器具は、不燃材料等で飛散防止措置を講じる。
- (21) 液体燃料を使用する設備器具は、展示会の開場中に給油しない。